

リスク分担表

項目 番号	種類	内容	負担者	
			県	指定 管理者
1	法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法等の改正に伴い、管理物件の整備及び人員の設置基準の変更などが必要となった場合	○	
		制度の変更により利用料金が著しく変動する場合	○	○
		上記以外の場合		○
2	第三者賠償（※）	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な管理運営による騒音・振動等の苦情）		○
		上記以外の場合	○	
3	施設利用者への損害（※）	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
		上記以外の場合	○	
4	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	○	○
5	金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
6	不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合	○	○
7	資金調達	県の支払い遅延・不能に関するもの	○	
		上記以外の場合		○
8	施設競合	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		○
9	需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
10	税制度の変更	税制度の変更があった場合	○	○
11	管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		修繕に係る費用が1件当たり30万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）		○
		緊急を要する場合		○
		上記以外の場合	○	
12	備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		修理等に係る費用が1件当たり30万円未満の場合（経年劣化の場合も含む）		○
		緊急を要する場合		○
		上記以外の場合	○	
13	債務不履行	県における協定内容の不履行があった場合	○	
		指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
14	情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○
		上記以外の場合	○	
15	管理施設の利用不能等による収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由により管理施設が利用不能となった場合		○
		上記以外の場合	○	
16	指定期間満了時等の費用	指定の期間が終了した場合、又は指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する費用		○

注1）（※）については、指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先とし、保険金額を超える部分については、県及び指定管理者で協議して決定するものとします。

注2）表中県及び指定管理者の欄にいずれも○がある場合は、県及び指定管理者で協議して決定するものとします。

ただし、指定管理者の運営管理面での創意工夫による対応を優先とするものとします。